

オープンカウンター方式による見積合わせの実施について

令和7年7月15日

支出負担行為担当官
北海道防衛局長 福島 邦彦

- 1 調達番号
北防第7-7号
- 2 見積合わせ実施日
令和7年7月30日（水）
- 3 件名
北海道防衛局（7）事務機用ワゴンの購入等
- 4 履行内容

品名	仕様等	数量
仕様書のとおり		

- 5 履行期限
令和7年9月12日（金）まで
- 6 参加資格
防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売」において「D」の等級以上の格付けを有すること。
その他の参加資格については、北海道防衛局オープンカウンター参加資格を参照すること。
- 7 見積書提出期限
見積書は、令和7年7月29日（火）17時までに、政府電子調達システム（GEPS）により提出すること。
なお、書面により見積書等を提出する場合は、上記期限までに、見積書等を持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）により提出（郵送等の場合は必着）するものとする。
持参の場合は、平日9時から17時まで（正午から13時までの間を除く。）とする。
- 8 見積書提出先
見積書の提出は、電子調達システム（GEPS）により行うこと。ただし、紙見積方式変更届を提出した場合は紙により以下の提出先に、持参又は郵送等すること。
北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎3階
北海道防衛局総務部会計課
電話 011（272）7560 内線2331
- 9 契約書等作成の要否
請書の提出を要する。
- 10 その他
「見積合わせ心得書」を参照すること。
また、GEPSでの内訳書等添付については、各品目の単価、数量、小計、合計、消費税等が記載された内訳書又は内訳が記載された任意の見積書とする。
暴力団排除に関する誓約書及び公示で示した格付けを有することを証明する資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しの提出については、GEPSでの内訳書と一緒に

添付すること。添付が不可能な場合は別途紙にて提出すること。

添付書類：付紙1～付紙4

北海道防衛局オープンカウンター参加資格

北海道防衛局が実施する物品の調達、役務及びその他の契約において、オープンカウンター方式による見積合わせに参加することができる者は、下記のいずれにも該当する者とする。

記

- 1 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 2 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において、見積合わせを実施する案件に係る「D」の等級以上の格付けを有し、北海道地域の競争参加を希望する者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付けを受けていること。）。
- 3 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再度級別の格付けを受けた者を除く。）でないこと。
- 4 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 5 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する業務等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している者でないこと。なお、見積合わせ実施後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する業務等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している者とは契約を締結しない。

オープンカウンター方式とは、随意契約において、見積りを徴する相手方を特定することなく、見積合わせへの参加を希望する者から見積書の提出を受け、見積合わせを実施し、契約の相手方を決定する方式です。

見積合わせ心得書

(目的)

第1条 北海道防衛局が実施する物品の調達、役務及びその他の契約におけるオープンカウンター方式による見積合わせの取扱いについては、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)その他法令に定めるもののほかこの心得書の定めるところによるものとする。

(見積書の提出)

第2条 見積合わせに参加を希望する者は、政府電子調達システム(GEPS)、北海道防衛局ホームページ等で掲載又は北海道防衛局が手交した「オープンカウンター方式による見積合わせの実施について」等の見積合わせに係る資料(以下「見積合わせ資料」という。)を熟覧又は熟読した上、見積りしなければならない。

2 前項において希望があれば、手交に替え見積合わせ資料を電子メール等にて受領することができる。

3 電子見積参加者は、政府電子調達システム(GEPS)において、見積書及び内訳書を作成し提出締切時刻までに提出しなければならない。

また、紙見積参加者は、見積書及び内訳書を作成し、紙見積方式変更届を添えて、持参又は郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)(以下「郵送等」という。)にて提出するものとする。見積書の日付は、提出期限までの日付とする。見積書及び内訳書を封筒に入れて封かんし、封筒の表に「見積書在中」と朱書きし、見積件名、見積合わせ日時及び商号又は名称を記載の上、提出期限までに必着しなければならない。

4 書面による見積書及び内訳書の様式は任意とする。ただし、見積合わせに係る資料において、様式及び記載方法等を示している場合はそれによるものとする。

5 書面による見積書は、次の要領により記載しなければならない。

(1) 調達番号、件名、金額、日付、連絡先、担当者、連絡用電子メールアドレス等を記載するほか見積者(法人又は団体の場合は代表者又は契約権限等を委任された者)の記名をすること。

(2) 見積金額を訂正しないこと。

(3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭とならないこと。

(4) 同一人が金額の異なる2通以上の見積りを作成しないこと。

(5) 前各号に掲げるほか、支出負担行為担当官又は特別調達資金契約等担当官(以下「契約担当官等」という。)の指示に違反しないこと。

6 見積書の提出の際には、格付けを有することを証明する資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し及び暴力団排除に関する誓約書を提出するものとする。

7 提出期限までに到達しなかった見積書は無効とする。

8 一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しは認めない。

(同等品による見積書の提出)

第3条 同等品による見積書の提出を希望する者は、見積書の提出前に、契約担当官等から同等以上の製品であることの確認を受けなければならない。

(見積合わせ)

第4条 見積合わせに参加を希望する者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。

2 見積合わせは、公表した実施日に非公開で行う。

3 提出期限までに見積書の提出がないとき、又は予定価格の制限に達した価格の見積書がないときは、契約担当官等が選定した者に見積書の提出を依頼することができる。

(無効な見積書)

第5条 次の各号に該当する見積書は無効とする。

- (1) 参加資格要件を有しない者が提出した見積書
 - (2) 件名、金額、記名等見積書に記載を必要とする事項の記載を欠く見積書
 - (3) 金額を訂正した見積書
 - (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
 - (5) 公正な競争の執行を妨げた者が作成した見積書又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の見積書
 - (6) 同一人が作成した金額の異なる2通以上の見積書
 - (7) 提出期限までに提出されなかった見積書
 - (8) 見積合わせ資料に定める条件に違反して提出された見積書
 - (9) 前各号に掲げるほか、契約担当官等の指示に違反し、又は見積りに関する必要な条件を具備していない見積書
- (契約の相手方の決定)

第6条 有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方として決定する。

2 契約の相手方となるべき同価の見積書をもって申込みをした者が二人以上あるときは、予決令第83条の規定に準じて、速やかに、政府電子調達システム（G E P S）により契約の相手方を決定する。

3 契約の相手方を決定したときは、速やかに当該契約の相手方に決定した者に対して通知する。

(結果の通知等)

第7条 見積合わせの結果は、見積合わせ参加者に通知するとともに、政府電子調達システム（G E P S）並びに北海道防衛局ホームページ及び札幌第3合同庁舎等において公表する。

2 前項の規定による通知等を除き、見積合わせの結果に関する照会には応じない。

(契約の締結)

第8条 契約の相手方は、契約書の作成を要する場合においては、政府電子調達システム（G E P S）により、契約書案を元に、契約相手方の決定の日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。次項において同じ。）に契約書の作成を要するものとする。ただし、契約担当官等から承諾を得たときは、この期間を延長することができる。

2 契約の相手方の責によらない通信環境等の事情により政府電子調達システム（G E P S）により難しい場合にあつては、前項の規定にかかわらず、書面での契約に代えることができる。この場合において、契約の相手方は、契約担当官等から交付された契約書案に記名押印し、交付された日の翌日から起算して7日以内にこれを契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等から承諾を得たときは、この期間を延長することができる。

3 契約の相手方が前2項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、契約の相手方としての効力を失う。

4 契約の相手方は、契約書の作成を要しない場合であつて、請書（防衛省所管契約事務取扱規則（平成18年防衛庁訓令第108号）第53条に規定する請書をいう。）の作成を要するときは、第1項又は第2項の規定に準じて、請書を作成し、契約担当官等に提出するものとする。

(異議の申立て)

第9条 見積書を提出した者は、見積書の提出後に、見積合わせ資料の不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第10条 その他、必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 見積書作成及び提出等に係る費用は、全て見積合わせに参加する者が負担する。
- (2) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (3) 契約担当官等は、契約の相手方を決定するために、見積合わせ参加者に対して追加資料の提出を求めることができる。
- (4) 契約担当官等は、都合により、見積合わせを取り止めることができる。
- (5) 契約担当官等は、契約の相手方として決定した者が正当な理由なく、契約を履行しない場合等不正又は不誠実な行為をした場合においては、指名停止の措置を行うことができる。
- (6) 仕様書において特に指定のない限り、新品による納入とする。

暴力団排除に関する誓約書

- 当社
 私（個人の場合）
 当団体（団体の場合）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

- 1 契約の相手方として不適当な者
 - (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - (1) 暴力的な要求行為を行う者
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - (4) 偽計又は威力を用いて支担当等の業務を妨害する行為を行う者
 - (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記について、誓約いたします。

令和 年 月 日

住所（又は所在地）
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名
連絡先及びmailアドレス

